大江町地域福祉計画(第2期)(案)

(平成 28 年度~平成 32 年度)

~誰もが安心して暮らせる地域社会を築くために~



平成 28 年 3 月 大 江 町

目 次

第1草 計画策定にあたって								
1. 計画策定の趣旨	•	•		•	•	•		1
2. 計画策定の位置づけ	•	•	•	•	•	•		2
3. 計画の期間	•			•	•	•		3
4. 計画策定の体制	•	•	•	•	•	•		3
第2章 大江町の現状								
1. 人口と世帯の状況	•	•	•	•	•	•		4
2. 高齢者の状況						•		
3. 障害者の状況						•		8
4. 子どもの状況	•	•	•	•	•	•		Ç
5. 地域福祉を支える活動者の状況	•	•	•	•	•	•	1	(
第3章 計画の基本方針 1. 計画の基本方針			•	•	•		1	1
1. HEIO (2017)							•	_
第4章 地域福祉推進のための方策(重点施策)								
1. 福祉サービスの適切な利用の推進						•		
2. 住民主体による地域づくり推進のための条件整備						•		
3. 住民の支え合いによる地域づくり	•	•	•	•	•	•	2	1
第5章 計画の推進							0	
1. 計画推進のための役割						•		
2. 計画の推進に向けて	•	•	•	•	•	•	2	-
◇ 資料								
1. 大江町地域福祉計画策定協議会設置要綱						•		
2. 大江町地域福祉計画策定協議会委員名簿						•		
3. 人口等に関するグラフ						•		
4.5つの柱の基本的事項	•	•		•	•	•	3	2

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

地域社会は、産業の構造や家族形態などの変化により急激に大きく変化してきました。高度経済成長期に多くの労働力が農村部から都市部へ移動した結果、本町では過疎化が進行し伝統的な集落共同体機能が弱まりました。また、個人の尊重が叫ばれるとともに、少子高齢化が急激に進行したことにより、家族のつながりや近隣住民間の助け合いの精神が薄れていきました。

核家族化の進行やライフスタイルの変化などで町民の価値観が複雑多様化する一方で、孤独死や老々介護、ひきこもり、児童虐待など新たな社会問題も発生しています。このような状況の中、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けるためには、公的な制度・福祉サービスの充実とともに、希薄化した人間関係を見直し、地域における支え合いがこれまで以上に重要な時代になってきました。

社会福祉法では、第1条の目的に「地域福祉の推進」が掲げられており、第4条で「地域住民」・「社会福祉を目的とする事業を経営する者」・「社会福祉に関する活動を行う者」が地域福祉の推進役となることが規定されています。さらに、第6条で社会福祉を目的とする事業の計画的な推進が国及び地方公共団体の責務として明確に位置付けられました。これらを具現化するため、第107条の「市町村地域福祉計画」についての規定が平成15年の改正で盛り込まれています。これらを受け、本町では、町民一人ひとりが地域の一員として自立した生活を送ることができるよう個人、地域、事業者、行政の地域社会を形成する全てが力を合わせ、自分たちの住んでいる町を暮らしやすくするため、平成22年3月に『大江町地域福祉計画(平成23年度~平成27年度)(以下、「第1期計画」という。)』を策定しました。

平成23年度から5年間の計画を策定し、計画を推進してきましたが、この期間中にも人口減少や少子高齢化が更に進展し、核家族化の進行などの影響により、一人暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯が増加してきました。このため、地域福祉を取り巻く状況はより一層厳しい現実になっています。また、平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまで経験したことがないような未曾有の災害であり、一個人だけでは命や生活を守ることができないことを改めて、実感させられ、地域福祉、とりわけ、「地域の"絆"」の重要性が再認識されました。これらの助け合いの精神から、全国的に被災地支援等のボランティア活動の取組みも促進されていきました。

この『大江町地域福祉計画(第2期)(平成28年度~平成32年度)(以下、「第2期計画」という。)』は、第1期計画を承継しつつも、現在の課題を整理、検討したうえで、見直し、今後の地域福祉のあり方等について広い視点に立ち取りまとめたものです。この第2期計画では、高齢者や障害者、児童など誰もが手を携え、住み慣れた地域で安心して暮らしていくための方策を定めており、今後5年間の福祉事業の総合的な指針ともなるべき重要な位置付けとしています。

この第2期計画は、現行の仕組みでは対応しきれない多様な生活課題を、地域住民が自らの問題と認識し、幅広い町民の主体的な参加のもと、町民、事業者、行政が連携して積極的に地域全体で解決していく仕組みづくりとして捉えています。まさに「地域づくり」そのものにほかなりません。地域で暮らす全ての住民が一体感を持って協力し合うことで、少しずつ、「地域福祉」が推進されていくことになります。いつまでも安心して暮らしていくことのできる地域を創造することができるのは、私たち一人ひとりであり、地域福祉の主役はこの町に住む皆さんなのです。

2. 計画策定の位置づけ

第2期計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、「大江町総合計画(第9次)(以下、「総合計画」という。)」を上位計画とする地域福祉を推進するための計画です。また、総合計画と整合性を図り、平成27年10月に策定された「大江町まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)」の内容も踏まえ、策定しています。

現在、町には老人福祉計画・介護保険事業計画をはじめ、保健・福祉分野の様々な諸計画があります。高齢者や障害者、児童又は健康といった各分野に特化したサービスの整備目標などはそれぞれの個別計画で示されますが、各分野に共通する地域福祉を推進し、総合計画や各分野の計画を結び付け連携することで、より暮らしやすい地域づくりにつなげていくことが重要な役割になります。

また、保健・福祉の分野だけでなく、防災や災害時対応などの生活関連分野の計画との関わりもあるため、地域福祉計画はこれらの計画とも連携した社会福祉全般に関する総合的な計画という位置付けになっています。

<『大江町地域福祉計画(平成28年度~平成32年度)(第2期)』の位置づけ>

大江町総合計画(第9次)

大江町まち・ひと・しごと創生総合戦略

大江町地域福祉計画(第2期)(社会福祉法) いきいき健康行動計画21おおえ 第6期大江町介護保険事業計画 第了期大江町老人福祉計画 大江町災害時要援護者避難支援プラン 大江町障害福祉計画 大江町障害者計画 大江町地域防災計画ほか各分野の関連計画 大江町地域福祉活動計画 **大江すくすく未来プラン(大江町子ども・子育て支援事業計画)** (子ども・子育て支援法) (次世代育成支援対策推進法) (災害時要援護者の避難支援ガイドライン) (障害者基本法 (障害者総合支援法) 連携 連携 (社会福祉協議会策定予定) (老人福祉法 (介護保険法 (第2期) (健康増進法)

3. 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

ただし、計画の期間中における社会情勢の変化や制度改正などに柔軟に対応するため、他の保健福祉関係の計画との調整を踏まえたうえで、必要に応じて見直しを行うこととします。

【各種計画の期間】

◇総合計画

平成22年度~平成31年度

◇総合計画 (短期行動計画)

平成26年度~平成29年度

◇総合戦略

平成27年度~平成31年度

◆第2期計画

平成28年度~平成32年度(※第1期計画は、平成23年度~平成27年度)

〇山形県地域福祉推進計画(第3期)参考

平成25年度~平成29年度

4. 計画策定の体制

計画の策定にあたり、社会福祉協議会や民生委員・児童委員の代表を始めとする福祉団体の代表者、地域の住民代表等で構成される「大江町地域福祉計画策定協議会」を設置し、意見交換を行い、計画の内容等を協議しました。

また、策定するにあたっては、山形県が策定している「山形県地域福祉推進計画(第3期)」 とも調整を行い、整合性が図られるよう検討を行いました。

【大江町地域福祉計画策定協議会の開催状況】

第1回策定協議会 H27.11.30 開催 策定協議会委員の委嘱状交付

地域福祉計画について

今後のスケジュールについて

第2回策定協議会 H28.3.7 開催 大江町地域福祉計画(第2期)(案)について

【参 考】

[社会福祉法](昭和26年法律第45号)

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する 事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定 し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者そ の他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、 その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

第2章 大江町の現状

1. 人口と世帯の状況

(1) 人口と世帯数

大江町の人口は、昭和35年の国勢調査時の15,819人を最高に徐々に減少しており、平成17年には10,000人を割り込みました。さらに、平成26年には9,000人を下回り、平成27年では、8,833人となっています。 晩婚化や非婚、出生率の低下などにより少子化が進んでいることが人口減少の主な要因と考えられます。

一方で、世帯数は、定住対策として、大江パークタウン、蛍水住宅団地、みなみ団地、きらり タウン美郷と相次いで住宅団地の造成を行ったことや、親世帯と離れて生活する核家族化の影響 等により、増加して推移しており、平成23年以降はほぼ横ばいの状況となっており、平成27年は2,944世帯となっています。また、平成27年11月には、新たに藤田地区住宅団地も 分譲を開始し、今後も世帯数は大幅な減少がないものと見込まれます。

\(\tau \rangle \		人 口(人)		世帯数
年 次	総人口	男	女	(世帯)
平成2年	10, 724	5, 205	5, 519	2, 590
平成7年	10, 537	5, 079	5, 458	2, 602
平成 12 年	10, 477	5, 053	5, 424	2, 684
平成 17 年	9, 915	4, 801	5, 114	2, 727
平成22年	9, 227	4, 455	4, 772	2, 691
平成23年	9, 434	4,603	4, 831	2, 951
平成24年	9, 295	4, 532	4, 763	2, 950
平成25年	9, 127	4, 473	4, 654	2, 925
平成26年	8, 946	4, 392	4, 554	2, 926
平成27年	8, 833	4, 358	4, 475	2, 944

※ 資料: 平成2年、7年、12年、17年、22年は国勢調査平成23年以降は住民基本台帳(4月1日現在)

(2) 地区別人口と世帯数

地区別の人口をみると3地区とも減少傾向にあり、特に七軒地区で大きく減少しています。 世帯数については、きらりタウン美郷の影響により本郷地区で増加していますが、左沢地区で はほぼ横ばい、七軒地区では減少しています。

(単位:人、世帯)

年次	左沢地区		本郷地区		七軒地区		合 計	
十八	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
平成 18 年	7, 037	2, 128	2, 441	632	436	165	9, 914	2, 925
平成 19 年	6, 942	2, 132	2, 410	638	420	164	9, 772	2, 934
平成 20 年	6, 871	2, 115	2, 399	646	413	162	9, 683	2, 923
平成 21 年	6, 784	2, 117	2, 398	656	390	157	9, 572	2, 930
平成 22 年	6, 752	2, 113	2, 395	668	375	156	9, 522	2, 937

平成23年	6, 636	2, 115	2, 373	670	364	153	9, 373	2, 938
平成24年	6, 546	2, 117	2, 339	674	353	149	9, 238	2, 940
平成25年	6, 411	2, 092	2, 329	680	335	147	9, 075	2, 919
平成26年	6, 309	2, 101	2, 267	674	319	144	8, 895	2, 919
平成27年	6, 286	2, 130	2, 230	673	317	141	8, 833	2, 944
増減率 (H27/H18)	89.3%	100.1%	91.4%	106.5%	72. 7%	85.5%	89.1%	100.6%

※ 資料:住民基本台帳(4月1日現在)

また、一世帯あたりの構成人員数をみると、全体的に世帯人数が減少してきています。 左沢地区では、平成27年には3人を割り込み、2.95人となり、特に、七軒地区では、さらに 少なくなり、2.25人となっています。全体としては、平均して1世帯あたり3.00人となり、世 帯規模の縮小化が顕著になってきています。

[一世帯あたりの構成人員]

	左沢地区	本郷地区	七軒地区	平均
平成 18 年	3.31 人	3.86人	2.64 人	3.39 人
平成 19 年	3.26 人	3.78 人	2.56人	3. 33 人
平成 20 年	3.25 人	3.71 人	2. 55 人	3.31 人
平成 21 年	3. 20 人	3.66人	2.48 人	3.27 人
平成 22 年	3. 20 人	3.59 人	2.40 人	3.24 人
平成23年	3.14 人	3.54人	2.38 人	3.19 人
平成24年	3.09 人	3.47 人	2.37 人	3.14 人
平成25年	3.06 人	3.43 人	2.28 人	3.11 人
平成26年	3.00 人	3.36 人	2. 22 人	3.05 人
平成27年	2.95 人	3.31 人	2.25 人	3.00 人

※ 人口を世帯数で除した人数



2. 高齢者の状況

(1) 高齢者人口

本町の総人口は年々減少し、平成27年4月1日現在で、8,833人となっています。今後も、減少傾向が続くと見込まれ、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口では、平成32年には、8,000人を下回り、7,975人と推計されています。また、65歳以上の高齢者数は、団塊の世代が高齢者世代に移行したため、平成25年以降増加してきていますが、平成32年をピークにそれ以降は減少していくものと予想されています。

(単位:人)

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成32年(2020年)
総人口	9, 434	9, 295	9, 127	8, 946	8,833	7, 975
高齢者数	2, 925	2, 925	2, 964	2, 992	3, 053	3, 123

※平成23~27年は、住民基本台帳(4月1日現在)、平成32年(2020年)は、国立社会保障・ 人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」

(2) 高齢化率

高齢化率は、年々上昇し、平成26年10月1日現在の全国平均の高齢化率は26.0%となっています。また、山形県の同年10月1日現在の高齢化率は30.0%で、全国で7番目に高い数字になっています。

さらに、本町についても高齢化率は年々上昇しており、同年10月1日現在の高齢化率は35.3%で県内では7番目に高く、3人に1人以上が高齢者という状況になっています。

2020年(平成32年)の高齢化率の推計をみると、全国平均で29.1%、山形県平均では33.8%、大江町では39.2%と見込まれ、高齢化が一層進むものと見込まれています。

(単位:%)

	全 国	山形県	大江町	(参	考)西村山	管内の高齢	化率
	土田	山沙宗	八仁町	寒河江市	河北町	西川町	朝日町
平成17年	20. 2	25. 5	31.3	24.8	28. 1	34. 5	33. 5
平成18年	20.8	25. 9	31.6	25. 1	28. 5	34. 6	34. 1
平成19年	21. 5	26. 4	32.0	25. 6	28.9	35.0	34. 4
平成20年	22. 1	26.8	32. 1	25. 9	29. 2	35. 4	34. 5
平成21年	22. 7	27. 3	32. 3	26. 2	29.7	35.8	35. 2
平成22年	23.0	27. 6	32. 3	26.6	29.8	36. 3	35. 6
平成23年	23. 3	27. 6	32. 2	26.6	29.9	36. 2	35. 7
平成24年	24. 1	28. 3	33.0	27. 2	30. 7	37.0	36.0
平成25年	25. 1	29. 1	34. 2	28. 0	31.6	38. 7	37. 1
平成26年	26. 0	30.0	35. 3	28.8	32.6	39. 7	38. 5
平成32年 (2020年)	29. 1	33. 8	39. 2	32. 4	36. 7	43. 9	42.9

※平成17、22年は、総務省「国勢調査」、平成18~21、23~27年は、総務省「人口推計年報」、 ただし、山形県及び県内市町は、県企画振興部「山形県の人口と世帯数」(10月1日現在)

※平成32年(2020年)は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」

(3) 在宅高齢者の状況

本町の一人暮らし高齢者の数は増加傾向にあり、平成27年には300人を超えています。そのうち、約6割以上が75歳以上となっており、75歳以上の人数も、増加の一途を辿り、200人に近づきつつある状況です。また、高齢者のみの世帯数も増加傾向にあります。今後、高齢者が高齢者を介護する老老介護や認知症高齢者が認知症高齢者を介護する認認介護などの状況におかれる高齢者も増加することが考えられます。

(単位:人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
一人暮らし高齢者	250	247	256	278	310
(うち75歳以上)	(169)	(166)	(176)	(187)	(189)
高齢者のみの世帯		530 世帯	536 世帯	570 世帯	629 世帯
寝たきり高齢者	117	90	122	_	_
認知症高齢者	398	431	468	458	480

- ※ 健康福祉課調べ(4月1日現在)
- ※「寝たきり高齢者数」は、平成26年度から調査中止のため、無記載。

(4) 要介護(要支援) 認定者数の状況

本町では、介護保険制度に係る第1号被保険者(65歳以上の高齢者)の約20%(平成27年3月31日現在)の方が要介護(要支援)認定を受けており、5人に1人は介護が必要な状態と考えることができます。認定者数は、増加傾向を示し、平成26年以降は600人を超えています。介護度別の人数については、要支援1、2や要介護1、2といった比較的軽度の認定者は増加している状況にありますが、要介護3~5のいわゆる重度の認定者の人数は減少している傾向にあります。

(単位:人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
要支援1	56	39	51	51	59
要支援2	47	53	65	78	68
要介護1	99	117	108	96	116
要介護2	92	102	113	133	116
要介護3	94	84	81	86	86
要介護4	71	86	98	88	88
要介護 5	76	65	68	74	69
合 計	535	546	584	606	602

※ 健康福祉課調べ(3月31日現在)



3. 障害者の状況

(1) 身体障害者

本町の身体障害者手帳所持者は、下記のとおりです。各年度とも、約500人~600人の方が身体に何らかの障害があり、手帳の交付を受けています。最も多いのは、上肢や下肢に障害のある肢体不自由者であり、全体の約6割近い人数となっています。

(単位:人)

	総数	視覚	聴覚・平衡	音声・言語 ・そしゃく	肢体不自由	内部障害
平成23年	563	39	58	4	332	130
平成24年	576	39	59	5	338	135
平成25年	591	40	64	5	347	135
平成26年	540	32	53	6	315	134
平成27年	554	32	54	6	318	144

[※] 健康福祉課調べ(3月31日現在)

(2) 知的障害者及び精神障害者

知的障害のある方に交付される手帳が療育手帳、また、精神障害のある方に交付される手帳が 精神障害者保健福祉手帳と呼ばれています。

平成27年3月31日現在の療育手帳所持者は、Aが20人、Bが64人、計84人で、精神障害者保健福祉手帳所持者は、1級が7人、2級22人、3級6人の計35人となっています。平成26年度中の自立支援医療(精神通院医療)受給者証の交付者数は65件となっています。

(単位:人)

	知的	障害	療育A	療育B 精神障害者		手帳	手帳	手帳
	児	者	源月A	源 月 D	作作中中古石	1級	2級	3級
平成23年		77	19	58	25	8	13	4
平成24年		78	20	58	26	7	15	4
平成25年		79	20	59	29	6	19	4
平成26年		80	20	60	27	6	17	4
平成27年		84	20	64	35	7	22	6

[※] 健康福祉課調べ(3月31日現在)



4. 子どもの状況

本町の出生数は、昭和35年の248人をピークに年々減少し、近年では50人前後で推移しています。就学前児童数は年々減少しており、少子化の影響が顕著になってきています。

人口は減少しているにもかかわらず、世帯数や高齢者のみの世帯数は増加していることから、 核家族化の進行もうかがえます。山形県は三世代同居率が非常に高い状況ですが、近年は結婚を 機に親世帯と別に生活する子世帯も珍しくなくなってきました。多様な価値観による家族形態や 就労形態の変化に伴い、未就学児の保育の需要も高まり、サービスも多様化、複雑化してきてい ます。平成27年4月から、「子ども・子育て支援制度」が施行され、今後、ますます子育て環 境の充実に向けた取組みが必要となってきます。

小学校の児童数は、年々減少しており、平成24年度には三郷小、平成25年度には本郷西小が休校となりましたが、新たに藤田の丘分校が新設され、平成27年度には全体で361人となっています。また、共働き世帯やひとり親世帯の子育て支援として、児童の放課後の居場所づくりとなる放課後児童クラブや放課後子ども教室の重要性は今後さらに増していくものと見込まれています。

〔出生数の推移〕 (単位:人)

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
出生数	50	60	55	46	43

※ 住民基本台帳に基づく人口動態(12月31日現在)

〔ひとり親世帯数の推移〕

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	母子家庭	父子家庭	母子家庭	父子家庭	母子家庭	父子家庭
 	9	6	9	4	9	5
世帯数	79	17	77	17	79	16

※ 健康福祉課調べ(8月1日現在)

〔就学前児童の状況〕 (単位:人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
就学前児童数	355	346	335	332
さくら保育園	73	74	72	85
わかば保育園	47	38	43	52
あゆみこども園	46	43	39	38
大江幼稚園	55	62	65	69
入園児 計	221	217	219	244

- ※ 就学前児童数は住民基本台帳(4月1日現在)
- ※ 保育園・こども園は健康福祉課調べ(4月1日現在)
- ※ 幼稚園は学校基本調査(5月1日現在)





(単位:世帯)

[児童生徒の状況] (単位:人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
左沢小学校	295	284	270	252	234
左沢小学校	_	_	1	4	2
藤田の丘分校			1	4	2
三郷小学校	14	1	1	-	_
本郷東小学校	109	106	123	127	125
本郷西小学校	24	18	1	-	_
小 計	442	408	394	383	361
大江中学校	229	233	240	226	222
大江中学校	_	_	6	5	G
藤田の丘分校	_		0	o O	6
小 計	229	233	246	231	228

※ 学校基本調査(5月1日現在)





保育園での活動の様子

5. 地域福祉を支える活動者の状況

(1) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉活動の推進を図ることを目的とする非営利の組織であり、各種福祉サービスの提供や相談活動、ボランティア活動支援や共同募金運動への協力など、さまざまな場面で地域福祉を推進するための中核となる組織として活動しています。

(2) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は社会奉仕の精神をもって、行政機関や社会福祉施設、社会福祉サービスを行う団体等との連携を図りながら、その活動に協力し、常に住民の立場に立って相談に応じ、地域において社会的な支援が必要と考えられる人達に対して、町民と行政サービスをつなぐ役割を担っております。本町では、平成27年4月1日現在で、民生委員が34名、主任児童委員が2名配置されており、担当地区の見守り活動や相談支援を行っています。

(3) 老人クラブ

老人クラブは、自らの老後を健全で豊かなものにすることを目的に概ね60歳以上の高齢者で構成されている自主的な組織で、健康・友愛・奉仕をスローガンに活動しています。会員である高齢者の豊かな知識や経験を生かして、ボランティア活動、生きがい活動、健康づくり活動などを実践する組織として、高齢者の社会参加や地域づくりに貢献しています。

第3章 計画の基本方針

1. 計画の基本方針

平成22年度を初年度とし、平成31年度を目標年次とする「大江町総合計画(第9次)」では、町の将来像を

『ここに暮らす喜びを みんなが実感できる町』 としています。

- ◇基本理念を ●担い手であることの「自覚」
 - ●十四を持さる時日の「書機
 - ●立場を越えた町民の「連携」
 - ●課題の解決に向けた「行動」 とし、

◇まちづくりの3つの柱を

● "人" ● "くらし" ● "生業" とし、

まちづくりの指針に設定しています。

- 〜総合計画から「社会福祉」に関する基本方針を抜粋〜 【基本目標】くらし 〜守る〜 地域連携の強化と安定・堅実な"くらし"の実現 〔施策の基本方針〕
 - 2. 地域連携の強化と安定・堅実な"くらし"の実現
 - (3) 健康で生きがいの持てる社会福祉の充実

生きがいを持ち、日々健康に暮らすことは、多くの町民の願いでもあります。 そのため、保健や医療、福祉サービスの充実をはじめ、町民一人ひとりが地域活動や生涯学習、スポーツ等で活躍できる多様な機会を設けるなど、生きがいを持って日々暮らせる環境づくりを進めていきます。

総合計画から基本目標達成のための施策を抜粋した「短期行動計画(平成26年度~平成29年度)」では、次の福祉的施策を推進することにしています。

- ①在宅高齢者の日常生活支援を充実するとともに、訪問事業や関係団体と連携し、心身の状況把握を行う。また、緊急通報装置の設置支援等、高齢者福祉の充実を図る。
- ②障害者等が自立した日常生活や社会参加ができるように、個々の能力や特性に応じた支援をおこなうとともに、通院費用等の助成など経済的負担の軽減を図る。
- ③介護サービスの円滑な利用と質の向上に努めるとともに、介護する家族の身体的、精神的 負担の軽減する取り組みを進める。
- ④特別支援学校への通学に係る経済的・身体的負担の軽減を図る。

また、「まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)」に基づき、平成27年10月に策定した「大江町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、人口減少克服を目的とした目標や施策の基本的方向を示しています。大江町人口ビジョン等を踏まえ、基本目標を次のとおり定めています。

①おおえの豊かな地域資源を活用し雇用をうみだす、②おおえに新しい人の流れをつくる、③

おおえの若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④おおえの地域力の強化と安心・堅 実な暮らしをまもる

基本目標④「おおえの地域力の強化と安心・堅実な暮らしをまもる」では、

施策の基本的方向 (3) 社会福祉の充実

- ○高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、能力に応じ日常生活を送ることができるよう地域包括支援センターが中心となり、医療、介護、予防、住まい、生活支援のサービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムを構築する。
- ★雪下ろし費用に対する支援や買い物に対する支援、緊急通報装置の設置支援など、一人 暮らしの高齢者等の健全で安らかな日常生活を確保するための取組みを推進する。

などの施策を展開することとしており、特に★は重点的取組みとして、雪対策等の高齢者支援を充実することとしています。

これらの施策を展開し、事業を実施するにあたっては、行政のサービス、いわゆる「公助」だけでは、これからの高齢者が増加していく社会はいつしか立ち行かなくなるかもしれません。自分でできることは自分で行うという、いわゆる「自助」だけでは解決できない課題もたくさんあり、今後は、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支えていくことや災害などの非常時の対応など、"地域の力"でお互いに支え合うという共通の意識が必要となります。これらは、一朝一夕にできるものではなく、日ごろからの住民同士の声掛けやコミュニーションによって、少しずつ醸成されていくものです。これからは、コミュニティ等での助け合いを意味する、いわゆる「互助」の精神を育み、広く、深く浸透させていくことが重要です。

このようなことから、大江町地域福祉計画の基本方針を

地域の"絆"を深め、安心して暮らせる社会を築こう

と設定します。

少子高齢化や核家族化の進行により、世帯も少人数化、高齢化し、家庭内で支え合う機能の 低下が進みました。加えて、プライバシーの重視など価値観の変容やライフスタイルの多様化 により地域での支え合いの機能も低下してきました。

しかし、地域は、個人の生活の場であり、家族を一つの単位とすると、地域は複数の家族が 集まって形成する社会の最小単位と言えます。そのような地域社会のなかで住民が生活課題を 共有し、ともに行動していくことは、失われつつある地域の絆や支え合いの機能を取り戻すこ とにもつながります。

特に、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」では、これまで培ってきた地域の "絆"がよりどころとなり、自分一人ではどうしようもできないことでも、互いに思いやりの 心を持って、ともに支え合うことで、生きて、暮らし続けていくことができました。この教訓 により全国的にもその重要性が改めて再認識され、地域社会が見直される契機ともなりました。 このため、第2期計画では、地域の福祉課題解決のために住民や行政、各種機関が連携して 行動し、地域の"絆"を重要視した「思いやり」の心で、互いに支え合う地域社会を築き、高 齢者や障害者など誰もが安心して暮らせる福祉のまちを築いていくことを基本理念とします。

【自助・互助・公助の考え方】

自 助

- ・自分でできることは自分で行う行為。 「地域に住む一人ひとりが努力すること。」
- 互 助
- ・ 隣近所やボランティアなどの地域での助け合い。 「地域が力を合せて、住民同士が支え合うこと。」

公 助

・公的な制度に基づく行政のサービス。 「自助や互助で解決できないことは行政の責任で実施すること。」

第2期計画では「地域の"絆"で、「地域力」を高め、 互いに支え合う『互助』を推進していく」ことにしています。

大江町地域福祉計画(平成23年度~平成27年度)【第1期】

基本方針:ともに支え合う地域社会を築いていこう

地域の福祉課題解決のために住民と行政や各種機関が連携して行動し、互いに支え合う地域社会を築き、最終的に「住んでよかった」と思える町を目指す。

大江町地域福祉計画(平成28年度~平成32年度)【第2期】

基本方針:地域の"絆"を深め、安心して暮らせる社会を築こう

地域の福祉課題解決のために住民や行政、各種機関が連携して行動し、地域の "絆" を 重要視した「思いやり」の心で、互いに支え合う地域社会を築き、高齢者や障害者など誰 もが安心して暮らせる福祉のまちを目指す。

住民・行政・各種機関の相関関係のイメージ 地 域 ・住民同士の"絆" 安心して暮らせる社会 地域福祉 • 「思いやり」の心 ・支え合いの精神 住 民 0 0 関係機関 汀 政 互 助 事業者 地域の取組みへの支援 協働 連携•協力

第4章 地域福祉推進のための方策(重点施策)

1. 福祉サービスの適切な利用の推進

(1) わかりやすい福祉サービスの情報提供

現在の福祉制度は複雑多岐にわたっており、サービスを上手に利用するためには、正しい 情報を得ることが重要です。

利用者が自分に合ったサービスを選択し、利用するためには、サービスの内容や利用要件、 実施事業所等に関する情報がわかりやすく適切に提供されることが必要であることから、高 齢者や障害者が自立した生活を送り社会参加するためにも町民の誰にとってもわかりやす い情報の提供を行います。

事業	内 容
広報等での幅広い情報提供	町広報やお知らせ版、ホームページ等多様な方法により
	情報提供に努めます。
	広報紙や制度紹介パンフレット等については、わかりや
	すい言葉を使用し、見やすい構成に努めます。
	健康福祉課窓口に制度パンフレット等を設置し、必要な
	情報を誰もが容易に手に取ることができるよう努めます。
出前講座等	職員による出前講座により町の福祉施策や事業の説明を
	行い、住民理解に努めます。

(2) 相談支援事業の充実

高齢者や障害者に限らず、町民一人ひとりが抱えている生活課題は複雑で多岐にわたります。こうした課題に対応するため、健康福祉課の相談窓口、地域包括支援センター(※1)をはじめ、保健センター、子育て支援センター(※2)などで各種相談事業を実施しています。また、地域での身近な相談窓口として、民生委員・児童委員が幅広い分野の相談活動を行っており、社会福祉協議会等の福祉団体においても相談事業が行われています。

福祉サービスの利用は、利用者が行政窓口に相談することから開始されることが多いため、利用者の相談内容を的確に捉え、相談窓口から適切な部署にスムーズにつなぐなど、情報収集機能と連携体制の強化に努めます。特に、生活困窮者については、生活保護の受給に至る前に生活や就労の支援を行うため、県が設置した支援センターと連携して取り組みます。

また、相談にあたる人材の育成を行っていくとともに、保健・医療・福祉の担当が情報の 共有を図り、連携して、相談にあたることができる体制を整備します。

また、民生委員・児童委員や各専門機関から情報や依頼を受けた場合には、迅速に対応し、 訪問相談等のアウトリーチの手法での支援を行います。

事業	内容
相談窓口体制の充実	適切に相談にあたることができるよう担当窓口で相談に
	あたる職員の資質向上に努めるとともに、各課等の連携を
	強化し、各種相談窓口の横断的な対応を図り、保健・医療・
	福祉分野が連携しながら、総合的なサービス提供につなが

	るよう支援します。
地域包括支援センターの利用	高齢者に対する総合的な相談支援を行う機関として周知
	を図るとともに、相談にあたる職員の資質向上を図り、相
	談機能の向上に努めます。保健師や主任介護支援専門員等
	の専門職が各種相談に応じ、専門機関と連携し、高齢者虐
	待や権利擁護等の助言などを行います。
子育て支援センターの利用	児童問題を専門に担当する主任児童委員や関係機関の協
	力を得ながら、子育てについての悩みや不安を持つ保護者
	等が気軽に相談できる環境づくりを進めます。
新生児全戸訪問	新生児と産婦の健康状態の把握と育児支援のため、保健
	師が新生児全員を訪問しています。
	今後も継続して実施し、必要に応じ医療機関や保健所等
	とも連携し、育児支援を行っていきます。
民生委員・児童委員による相	身近な相談者として民生委員・児童委員の活動内容等の
談体制の充実	周知を図るとともに、相談機能の充実に努めます。
社会福祉協議会が行う相談業	週1回行なっている生活相談の充実を図るとともに、社
務の充実	会福祉協議会の相談業務の機能強化を支援します。
訪問相談の実施	高齢、障害等により相談窓口に来所することが困難な方
	に対し、民生委員・児童委員や保健師が訪問相談を行って
	います。特に、75歳以上の高齢者世帯を中心に、看護師
	が自宅を訪問し、健康や生活に関わる相談に応じる訪問事
	業を実施します。介護保険等の公的なサービスに繋げるな
	ど増加する高齢者世帯の支援体制を強化していきます。
生活困窮者自立支援制度(※	平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」に
3)による相談窓口の開設	基づき、生活困窮者に対する相談窓口「西村山地域生活自立
	支援センター」が新設されました。
	様々な理由により、経済的に困窮している方々を支援す
	るため、専門職である援助員が配置され、就労に向けた働
	きかけなどを行っています。このため、町では生活困窮の
	相談を受けた際には、適切に専門機関に繋ぎ、相談機関と
	連携して支援していきます。

※1 地域包括支援センターとは

地域で暮らす高齢者を介護や健康、医療などさまざまな面から支えるための拠点です。住み慣れた地域で安心してすこやかに暮らせるよう困りごとの相談に応じたり、健康維持や介護予防のための事業を行っています。本町では、役場健康福祉課内に設置しています。

※2 子育て支援センターとは

子育てのための地域の総合的拠点であり、子育ての相談にのったり子育てサークルの活動支援等を行ったりしています。乳幼児とその親等が、開館時間内に自由に出入りできる場所で、親子の遊び場や子どもや親同士の仲間づくりの場を提供し、子育てを支援しています。本町では、町立わかば保育園に併設されています。

※3 生活困窮者自立支援制度とは

生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」と呼ばれるもので、相談支援を行い、本人の状況に応じて、就労準備支援や学習等支援などを 実施し、自立に向けた支援を行うものです。



地域包括支援センター での相談の様子

(3) 福祉サービス利用者の権利擁護

介護保険制度や障害者総合支援制度の福祉サービスを利用するには、利用者自らが受けたいサービスを選択し、事業者との契約に基づいて利用することになります。契約手続きや利用料の支払いなどを利用者が行わなければならないことから、判断能力に不安のある利用者への援助が必要になってきています。

このため、利用者の尊厳を保ち、その意向が十分尊重されるよう利用者の権利を擁護する取組みを行ないます。

# \\\	H
事業	内 容
権利擁護事業等の周知	認知症や障害などによって判断能力に不安のある方や
	十分でない方を対象に行なっている福祉サービス利用援
	助事業や成年後見制度の周知を図ります。
福祉サービス利用援助事業	社会福祉協議会において、日常生活に必要な事務手続き
(※4)	や金銭の出し入れ等の支援を行っています。高齢者や障害
	者などが地域で安心して自立した生活が営めるよう預貯
	金の払出しの代行や公共料金の支払いなどの日常的な金
	銭管理等を行います。
成年後見制度(※5)の活用	認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十
	分でない方の権利を守るため、家庭裁判所に審判の申立て
	を行うことにより成年後見人等が選任され、後見人等が法
	律的な支援を行います。申立ては、本人のほか配偶者や四
	親等以内の親族が行います。
	本人に配偶者や四親等以内の親族がいない場合や虐待、
	介護放棄などによりサービス利用が適切にできない場合
	等には、町が成年後見の申立てを行い、住民の権利擁護に
	努めます。
成年後見制度利用支援事業の	高齢者や障害者等で経済的に成年後見等の申立てが困
実施	難な方に対し、費用等の免除を行ったり、成年後見人の報
	酬費用の助成を行います。

※4 福祉サービス利用援助事業とは

福祉サービスの利用などについて自己の判断で適切に行なうことが困難な人であって、援助の契約内容については認識しうる判断能力を持っている人を対象に、社会福祉協議会が福祉サービス利用の手続き、日常的な金銭の出し入れ、大切な書類等の預かり等のお手伝いを行います。

※5 成年後見制度とは

認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が十分ではない方を法律的に支援する制度で、後見・保佐・補助・任意後見の種類があります。

判断能力が不十分であれば、自己に不利益な契約であっても、その判断ができずに 締結してしまう恐れがあります。このように、判断能力が不十分なため、契約などの 法律行為における意思決定が困難な成年者について、その判断能力を補い、本人が不 利益を受けないよう本人の権利が守られるようにする制度が成年後見制度です。

2. 住民主体による地域づくり推進のための条件整備

(1) 福祉学習の推進

お互いに支え合い助け合う地域づくりを推進するためには、住民の福祉活動への理解と関心 を深める必要があります。

このため、生涯を通じて福祉に関する学習や教育の機会の普及、充実に努めます。

事業	内 容
福祉学習の推進	学校教育、社会教育の場においても福祉学習を進め、福祉
	に対する理解を深めます。
	親子を対象とした福祉学習会、体験学習会など、家庭、地
	域が一体となった福祉教育に取り組みます。
学習機会の充実	出前講座などを活用し、福祉情報の提供や学習機会の充実
	を図ります。
障害に対する啓発強化	障害者が持つハンディキャンプを理解し、障害者と健常者
	の垣根をなくすよう、普及・啓発に努めます。
	また、障害者が暮らしやすい町となるよう、ユニバーサル
	デザイン (※6) やバリアフリーの環境を整備できるよう、
	住民に対して広く周知を行っていきます。
	障害者の自立を促進するため、障害者の活動や障害者のス
	ポーツ等について、PRを含め、後方支援を行っていきます。
認知症への理解促進	高齢者が増加することで、認知症高齢者の人数も増加が見
	込まれています。認知症に対する地域での理解が必要となっ
	てくるため、認知症への理解を促進する取組みに努めていき
	ます。特に、「認知症サポーター」と呼ばれる支援者の輪を広
	げるため、養成講座を開催し、接し方等の啓発を行います。
	また、家庭内でも世代を超えて、温かく見守る支援体制づ
	くりが重要であるため、児童や生徒に対する講座を設定し、
	低年齢時から認知症に関わる教育を実践していきます。

※6 ユニバーサルデザイン

あらかじめ年齢差や障害の有無などの区別なく、すべての人々にとって使いやすいように製品、建物、環境等をデザインすること

(2) ボランティア活動、住民活動等の育成支援

あらゆる人が安心して生活を続けていくことができる地域社会をつくるためには、多様化する福祉ニーズに対し、これまでのように主として行政が対応してきた体制から、住民、事業者、行政がそれぞれの立場で役割を分担し、連携・協力しながら地域福祉を推進していくことが必要になってきています。すべての町民が地域福祉を自らのものとして考え、ボランティア活動などに参加し、自分たちの手で福祉社会をつくりあげていくということが重要です。しかし、何かボランティアをしたくても、活動の内容や方法が分からないといった人もいることから、活動のきっかけとなる事業を充実していきます。

平成28年度には、新しい中央公民館が完成し、社会教育の拠点として活用されていくこととなります。このため、ボランティア活動や住民活動の推進のため、関係部署や団体等と連携し、福祉に関する研修会の開催や福祉に関わる人材育成プログラムの実践等について検討を進めます。特に、聴覚障害者を支援するため、手話奉仕員の養成講座等について、新中央公民館を活用して実施できるよう検討していきます。

事業	内 容
各種ボランティアの育成	ボランティア活動のきっかけ作りとして、ボランティアの
	体験教室、入門講座などを開催し、ボランティアの育成を図
	ります。また、各年代層に適したボランティアプログラムを
	つくり、気軽に参加できる体制づくりを進めます。
	一人暮らしや認知症の高齢者、障害者、子育て中の方など
	で悩みを抱えている人の中には、話を聞いてもらうだけでい
	いと考えている方が多くいることから、傾聴ボランティアの
	養成についても検討していきます。
小中学生ボランティア体験	本町では、中高生のボランティア団体である夢憧布(ポケ
	ット)が様々な分野で活躍しています。小中学生が同年代の
	活動団体と触れ合うことでボランティアに取り組むきっかけ
	となるような体験プログラムを実施します。
ボランティア活動の拠点整備	ボランティアに関する相談や情報提供などを行い、登録や
	派遣、ボランティアグループ間のネットワークの構築や情報
	交換ができる交流の場の設定などボランティアの調整役とな
	る機関の整備を行います。
NPOの育成と支援	NPOの活動内容などの情報提供に努めるとともに、福祉
	活動を行っている団体やNPO法人の資格取得をめざしてい
	る住民の支援を行い、NPO活動に取り組みやすい体制づく
	りに努めます。

認知症サポーターの養成	認知症の方を地域で見守り、介護する家族を支援するため、
認知近りか一ク一の食成	
	介護保険制度の地域支援事業の一環として認知症サポーター
	を養成しています。今後も継続してサポーター養成講座を開
	催し、サポーター数を増やしていきます。
手話奉仕員の養成	障害者総合支援法に基づく地域支援事業において、手話奉
	仕員を養成します。聴覚に障害がある方が地域で気軽にコミ
	ュニケーションができるよう、養成講座を開催し、手話通訳
	の普及に努めます。
介護予防・健康維持のための	一般介護予防事業の一環として、地区公民館に出向いて介
地域リーダーの養成	護予防の「お達者教室」を行っています。
	それぞれの地域での介護予防リーダーを養成し、年間を通
	して地区公民館等で介護予防・健康維持のための集まり(サ
	ロン)を開催できるように努めます。
生活支援体制の担い手育成	現在、生活支援体制整備として、元気な高齢者が介護を必
	要とする高齢者を支援していく地域社会が求められていま
	す。このため、多様なニーズに応えられる新たな担い手を育
	成していくため、生活支援に関する研修の機会を創出してい
	くよう努めます。
	日常的なゴミ出しや買い物などの生活サービスについて、
	 支え合いの視点で地域住民が主体となって取組むことへの支
	援などについて検討を行います。
	また、ボランティアへの意識高揚を図り、ボランティアを
	してみたいという潜在的なニーズを後押しするため、商品券
	等と交換できるポイント制度等の導入についても、今後、検
	計を進めていきます。
	#15/27/ 11/2/ 25/0





町が行う介護予防に関する教室の様子



ゴミ出しや買い物のほか、調理や清掃、通院介助な どの日常的な生活支援も地域住民の支え合いでサー ビスを行うことができます。



(3) 社会福祉協議会の機能強化支援

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的としている団体であり、関係機関との連携のもと、地域の人々が住みなれたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざし、活動を行っています。

社会福祉法においても、社会福祉協議会が地域福祉の推進を担う中心的な団体として位置付けられており、地域福祉に果たしてきた役割は大きく、今後もこれまでの実績を生かした更なる取組みが求められているため、大江町社会福祉協議会の機能強化を支援していきます。

事業	内容
見守り付き配食サービス事業	社会福祉協議会では、町の委託を受け、毎週火曜日の昼食
	を高齢者世帯へ届ける配食サービスを行なっています。弁当
	のお届け時には安否確認を行なっています。今後も、高齢者
	への見守り、声掛けを行うことで、安心して暮らすことがで
	きる地域をつくるため、町とともに事業を進められるよう支
	援していきます。
生きがい教室	社会福祉協議会では、一人暮らしの高齢者を対象に月1回
	閉じこもり予防と交流を目的に生きがい教室を開催していま
	す。今後もこの取組みを支援していきます。
ボランティア活動団体の育成	ボランティアの体験教室、入門講座などを開催し、ボラン
	ティアの育成を図るため支援していきます。
	また、各年代層に適したボランティアプログラムをつくり、
	気軽に参加できる体制づくりを支援します。
社会福祉協議会への支援・協	社会福祉協議会の活動の充実を図り、その役割が十分発揮
力	できるよう活動を支援するとともに、地域福祉活動計画を策
	定する場合には、町の福祉事業等について情報を提供し、町
	の地域福祉計画と整合性が図られるよう調整します。





今後は、高齢者が増加することから、元気な高齢者が主体となる活動が必要となります。 高齢者の居場所づくりや生活支援の担い手が求められています。

これらのためにも、地域福祉の中核となる「社会福祉協議会」の重要性は今後ますます増してくる ものと考えられ、町としてもさらなる支援に努めていきます。

3. 住民の支え合いによる地域づくり

(1) 福祉ネットワークづくりの推進

今の大江町における本格的な少子高齢社会や多様な生活課題に対応するためには、地域住民 や行政、民間機関が一体となった地域づくりが求められます。そのような地域づくりのために は、そこに住み、その地域を一番良く知っている住民自身が主役となる必要があります。住民 自らが地域の課題を発見し、解決の方向性を考え、実践活動を行うことが求められています。 このため、住民自身による課題解決のための取組みを支援し、行政や社会福祉協議会等の関 係機関と連携して支援するためのネットワークづくりを進めます。

事業	内 容
地域での福祉活動	地域で相談・見守り・支援活動ができる体制を整備するた
	め、モデル的な取組みを検討し、活動の支援を行います。
地域福祉ネットワークの構築	社会福祉協議会を中心に、行政、ボランティア団体、福祉
	団体等との連携を図りながら地域での福祉活動を支援するた
	めのネットワークを構築します。

(2) 安心して暮らせる町づくり

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障害のある人がいる世帯など、地域には援護を必要とする人が暮らしています。誰もが安心して住むことができる町にするためには、日頃から 災害等に備えた体制づくりが求められています。

このため、一人暮らし高齢者や障害者などの災害弱者への対応について、普段からの見守り 体制を含めて強化していきます。

また、「総合戦略」を策定するにあたり実施した町民アンケート調査では、本町への転入時の不安として「積雪などによる冬季生活の不安」が23.0%と最も高い割合になっており、大きな課題とされています。このため、雪に対する対策について、地域の実情を反映した事業となるよう検討を行っていきます。

事業	内容
緊急通報体制の整備・位置	一人暮らし高齢者世帯等に緊急通報装置を設置することで、
情報提供サービス付き通報	日常的にコールセンターが応対し、緊急時には警備員の駆けつ
装置設置の支援	け等の対応がついたサービスを継続して実施し、安心して生活
	できる体制を整備します。
	また、認知症の方を対象とした位置情報付き通報装置の購入
	費等の助成も継続して行っていきます。
日常的な見守り・安否確認	一人暮らし高齢者や高齢者世帯等について、民生委員・児童
	委員が日頃の活動の中で見守りを行っています。近隣住民によ
	る日常的な見守りと民生委員の活動を協力して行っていくこと
	で、安否確認のための見守りネットワークを構築していきます。
高齢者等訪問事業	町では、75歳以上の高齢者のみの世帯を中心に看護師等が
	訪問し、健康状態や生活状況の相談に応じ、必要なサービスに
	結びつくよう助言を行っています。今後もこの取組みを継続し
	て実施していきます。

雪下ろし・玄関除雪等支援	町では、高齢者や障害者のみの世帯等で町民税(所得割)非
	課税世帯を対象に雪下ろし及び玄関除雪の経費を助成していま
	す。雪下ろしについては、3回までの費用を対象としており、「総
	合戦略」においても、重点的取組みと位置付けられています。
	今後も、冬期間の安心できる暮らしの実現のため、継続して実
	施していきます。
	また、左沢・本郷・七軒地区と地域によって、積雪の状況が
	異なるため、関係部署間で連携して、地域の実情に応じた除雪
	対策の取組みを行っていきます。
交通手段・移動手段の確保	公共交通機関のない地域の方の食料など生活必需品の買物や
	医療機関への受診などのために必要な交通機関を確保するた
	め、デマンド型交通システムを導入しています。
	また、NPO法人等が行う「福祉有償運送」では、高齢者や
	 障害者等の移動制約者が利用することができ、登録者が増えて
	きています。
	障害者にはタクシー等利用券を支給し、利用料金の一部を助
	成しています。今後は対象者を課税世帯にも拡大し、移動の支
	援を行います。
	また、運転免許証を自主返納した高齢者には町営バスやデン
	マンドタクシーの運賃割引等の利用助成も行っていきます。
災害時要援護者(※7)の	災害時には、災害時要援護者避難支援プランに基づき、避難
支援	支援者が支援を行い、民生委員・児童委員と連絡をとりあい、
	町に情報が報告されるようになっています。
	また、要援護者避難台帳に登載を希望しない要援護者もいる
	ため、町地域防災計画に基づき、町災害対策本部と民生委員・
	児童委員、地域住民等が連携を図り、災害時に要援護者の安否
	確認・通報等を行います。
災害時要援護者台帳の活用	災害時にスムーズに要援護者を支援するため、日頃から支援
	体制を地域住民、区、消防団等関係者が確認しておく必要があ
	るため、避難訓練等に要援護者の避難支援を行うようにします。
	また、誰が支援者になっても対応できるよう支援マニュアル
	の整備を行います。
福祉避難所(※8)の設置	災害時には、高齢者や障害者も町が指定した避難所に避難す
	ることになりますが、避難場所は小学校や公民館等の公共施設
	であり、身体の不自由な方々にとっては生活しづらい環境です。
	このため、町では、平成25年度に町内の特別養護老人ホー
	ムと協定を締結しており、災害時に高齢者等の避難者を受け入
	れる「福祉避難所」を設置することにしています。災害時には、
	迅速に対応ができるように、平時から災害時の避難を想定した
	取組みについても検討していきます。

※7 災害時要援護者とは

自然災害発生時に何らかのハンディキャップを有するため、危険を察知できない、 察知することが難しい、察知しても適切に判断できない、あるいは自力で避難するこ とができない、または困難であることなどにより、行政や社会福祉協議会、ボランティア、消防団、自主防災組織など地域の他の住民による支援が必要な方々のことです。

※8 福祉避難所とは

高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者など一般の避難所での生活に支障がある 人に対して、安心して生活できる体制があり、健康面や精神面で手厚い支援を行う避 難所のことです。

(3) 交流の場づくり

地域の中で安心して暮らしていくには、日頃から困ったときには助け合える関係を築いておくことが重要です。しかし、地域には乳幼児から高齢者、障害を持っている方など年齢も性別も様々な人々が暮らしています。お互いの価値観や生活環境の違いなどを理解しあい、その地域のだれもが生きがいをもち心豊かに生活できるよう、地域で気軽に集い交流できる場づくりを推進します。

事業	内 容
世代間交流の支援	老人クラブ等で行う保育園児や小中学生との世代間交流を支
	援し、支え合いの意識の醸成を図ります。
グループ等活動の支援	子育てグループや家族介護者グループなど仲間同士で悩みや
	体験などを話し合うことができる仲間づくりと交流の場づくり
	の支援を行います。
交流の場づくりへの支援	グループや仲間の枠を超えて、誰もが気軽に集まり交流でき
	る地域サロンなどの交流の場づくりへの支援を行います。
認知症カフェ(※9)の設置	認知症高齢者の家族の相談に応じることや認知症高齢者の居
	場所づくりを目的とした認知症カフェの設置を進めます。
	誰もが気軽に参加し、交流できるようなアットホームなカフ
	ェづくりに努めます。

※9 認知症カフェとは

本人や家族、地域の人が集い、介護の悩みなどを語り合う場として2000年 ごろから広がっているものです。2015年1月発表された認知症施策の新オレ ンジプランでは、すべての市町村が実施するという目標が定められています。

第5章 計画の推進

1. 計画推進のための役割

(1) 町民の役割

安心して住み続けることができ、住んで良かったと思える町にするためには、人は一人で生きているのではなく、お互いに支え合いながら生きていることの大切さについて理解する必要があります。

住民の一人ひとりが福祉に関心を持ち、思いやりの心で、住民同士が協力し合い、安心して暮らしていくことができる地域社会づくりに参画していくことが大切です。

(2) 関係団体等の役割

① 社会福祉協議会

地域福祉活動を支援するため、ボランティアの人材育成やネットワークづくりに努める役割を担います。

② 民生委員・児童委員

支援が必要な住民の相談に応じるとともに、必要なサービスを提供する機関を紹介するなどの役割を持っています。

③ サービス提供事業者

利用者のニーズを的確に把握し、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に努める役割を持っています。

④ ボランティア・NPO団体

地域におけるボランティア・NPO活動への期待感は、さらに高まってきており、新たな生活支援体制等の担い手としての役割を持っています。

(3) 行政の役割

住民からの相談に応じ、住民ニーズを的確に把握し、利用者の状況に即したサービスに 結びつける役割を担います。

現在、住民ニーズはさらに高度化、多様化してきており、職員は、専門的な知見を提供できるよう研鑽に努めるとともに、高齢者や障害者等の目線に立った親切で丁寧な応対を心掛けるよう努めます。住民の方々の期待に応えられる行政サービスを提供する役割も担っています。

社会福祉協議会とともに地域における福祉活動の内容や体制を提案し、地域での福祉活動の推進を図るとともに、福祉ネットワークづくりを支援し、町民と行政、社会福祉協議会等の関係団体との連携を図り地域福祉を推進する役割を担います。



2. 計画の推進に向けて

(1) 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、保健・医療・福祉の総合的なサービスを展開していくほか、 教育、労働、住宅など生活と関連する幅広い分野にわたる関係各課との連携を図り、計画 全体の推進及び横断的な施策の展開を図ります。

在宅高齢者を支援する「地域包括ケアシステム(※10)」の構築のため、地域課題を 把握して、様々なサービスを提供することができるよう関係機関や事業者と連携、協力し、 計画を推進していきます。

また、地域福祉推進の中心的な担い手である社会福祉協議会、民生児童委員協議会等の関係福祉団体との連携を強化し、地域福祉推進に向けた体制を整備します。

※10 地域包括ケアシステムとは

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に 応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及 び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のことをいいます。

(2) 計画の進行管理

計画の進捗状況について定期的に点検するとともに、社会福祉協議会や関係団体などと情報交換を行っていくことにより町民や福祉団体等の意見を取り入れながら、事業実施等の進行管理に努めます。

(3) 計画の目標値

計画の具体的な目標値及びサービス量等については、大江すくすく未来プランや介護保険事業計画などの個別計画に掲げる数値とし、その達成に努めるものとします。



資料編



1. 大江町地域福祉計画策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第107条に規定する地域福祉 計画の策定のため、大江町地域福祉計画策定協議会(以下「協議会」という。)を設置 する。

(任務)

- 第2条 協議会は、次の事項について検討を行うものとする。
 - (1) 大江町地域福祉計画に関すること
 - (2) その他必要な事項に関すること

(構成)

- 第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者で構成する。
 - (1) 福祉団体関係者
 - (2) 地域代表者
 - (3) 各種団体代表者
- 2 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(会議)

第4条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

(任期)

第5条 委員の任期は、計画策定の日までとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

2. 大江町地域福祉計画策定協議会委員名簿

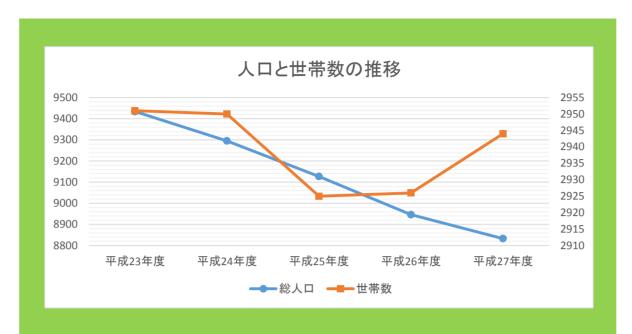
1	大江町社会福祉協議会 副会長	松	田	栄 一
2	総合福祉施設らふらんす大江 施設長	松	本	武士
3	大江町民生児童委員協議会 会長	Ц	家	吉 明
4	11 主任児童委員	中	村	裕美子
5	大江町身体障害者福祉協会 会長	渡	邉	冨貴夫
6	大江町区長会 副会長	岸		勝彦
7	II	小	林	勇 吉
8	IJ	松	田	正志
9	大江町老人クラブ連合会 会長	伊	藤	宗 三
1 0	大江町子ども会育成会連合会 会長	鈴	木	俊 一
1 1	特定非営利活動法人あじさい 代表理事	伊	藤	昌 子

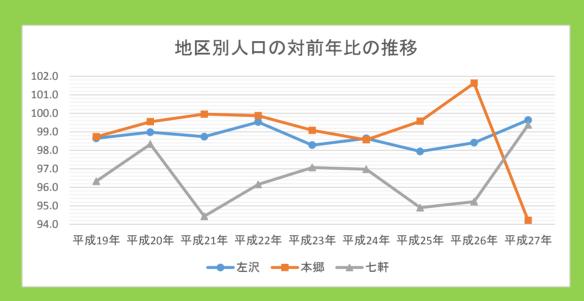
【任期:平成27年11月30日~平成28年3月31日】

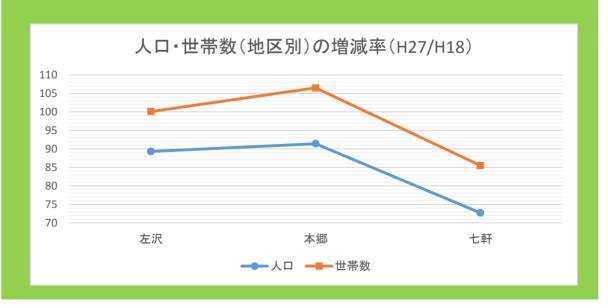
【事務局】

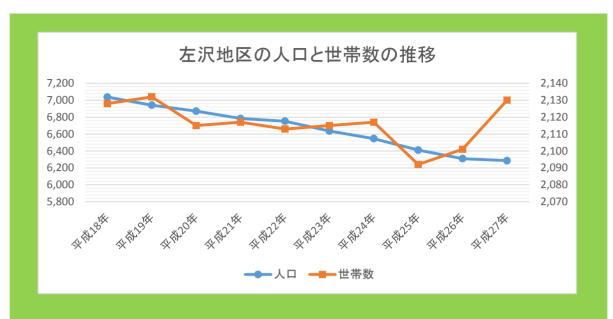
1	健康福祉課長			田	敬	_
2	健康福祉課	課長補佐(福祉・子育て支援担当)	伊	藤		修
3	健康福祉課	福祉係長	武	田		修

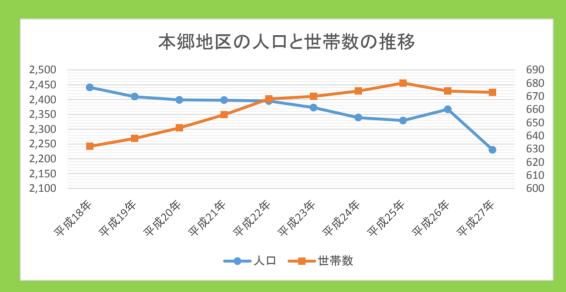
3. 人口等に関するグラフ

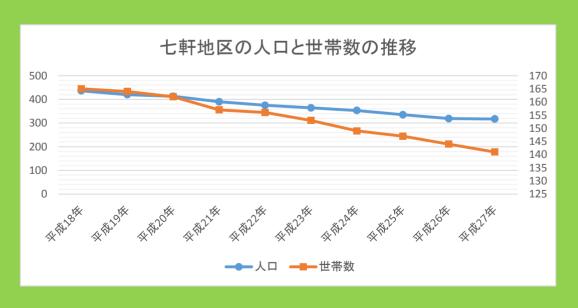


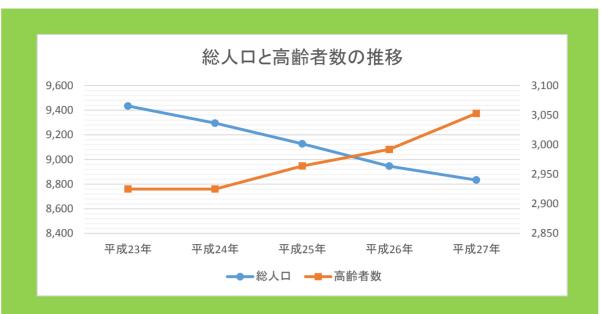


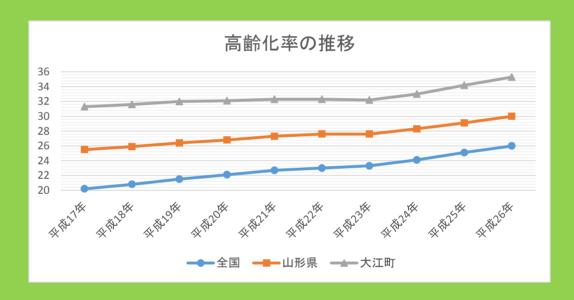






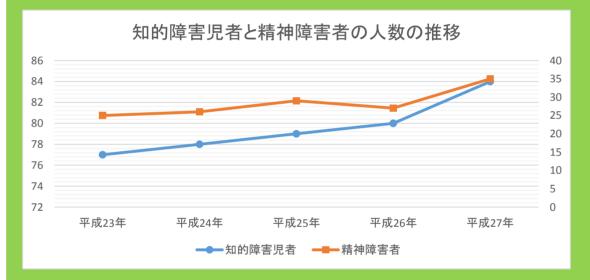














4. 5つの柱の基本的な事項

	計画名称	根拠法	主な支援の対象	計画の内容等
	大江すくすく未来プラン	子ども・子育て支援法 次世代育成支援対策推進法	児童	・子どもとその家族等を支援するための計画
				・基本理念「子どもはまちの宝物」
1				・施策の総合的な展開「(1)健やかに生み育てられる環境づくり(2)子育て家庭を
				支援する環境づくり(3)子どもの健全育成に向けた環境づくり(4)国の「放課後
				子ども総合プラン」に基づく本町の取組み」
2	大江町障害者計画 大江町障害福祉計画		障害者	・障害のある方を支援するための計画
		障害者基本法 障害者総合支援法		・障害者計画の基本理念「自立した生活を送るための支援の推進等」
				「関係機関との連携、福祉サービスの充実」
				・障害福祉計画の基本理念「障害福祉サービスの整備体制の強化」
				・高齢者を支援するための計画
3	大江町老人福祉計画	老人福祉法	高齢者	・基本理念「ともに支えあい生きがいをもって暮らす」
3	大江町介護保険事業計画	介護保険法	디에에	・基本目標(1)生涯にわたる健康づくり、(2)介護予防の推進、
				(3)ともに支えあう地域社会の形成、(4)積極的な社会参加の促進
	大江町災害時要援護者避難支援プラン		要援護者	・要援護者が地域内で安全で安心な暮らしが出来るようにするためのプラン
4				・支援の方法
				要援護者を支援する避難支援者は、①災害時における避難誘導、救出活動、
				安否確認等、及び②日常生活における声掛け、安否確認、相談等を行う。
	いきいき健康行動 21 大江	健康増進法	全世代の町民	・全町民の健康増進を図るための計画
5				・基本理念「生きがいを持てる健康社会の創造」
				・基本目標「日常生活が制限されることなく、豊かな生活の場、
				元気に楽しく過ごせる日々の創造による健康寿命の延長」



山形県大江町 健康福祉課

平成 28 年 3 月発行

〒990-1101 山形県西村山郡大江町大字左沢 882-1 **25** 0237-62-2285